

長期保険保険料一括払特約（料率変更条項付）の料率変更条項の不適用特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に長期保険保険料一括払特約（料率変更条項付）が付帯されている場合に適用されます。

第2条（料率変更条項の不適用）

長期保険保険料一括払特約（料率変更条項付）第4条（保険料の返還または請求—料率改定の場合）の規定により当社が請求すべき差額保険料が生じた場合には、当社は、この特約により、同条の規定を適用しません。

以上